

牛の月齡判別に関する検討会開催要領

平成16年11月12日

牛の月齢判別に関する検討会開催要領

第1 趣旨

去る10月21日から23日まで開催された日米局長級会合においては、日米「それぞれの国内における承認手続を条件として、科学に基づいて、両国が牛肉及び牛肉製品の双方向の貿易を再開するとの認識」が共有されるとともに、その条件と枠組みの詳細については、実際の貿易再開時までには検討が行われることとなった。(平成16年10月23日、日本政府及び米国政府による牛肉及び牛肉製品の貿易の再開に係る共同記者発表(以下「共同記者発表」という。)序文)

特に、米国産牛肉の日本向け輸出に関しては、検討すべき主要点の一つとして、「枝肉が20ヶ月齢以下であるかどうかを評価するために枝肉の生理学的月齢を検証することを目的として、枝肉の格付け及び品質属性に関する協議を継続する」とこととされている。

このような状況を踏まえ、我が国として、科学的な見地から、枝肉の生理学的月齢による月齢判定法の有効性の検証等を行う体制を整備するとともに、その内容を国民にわかりやすく示すため、牛の月齢判別に関する検討会(検討チーム)を設置するとともに、検討チームによる検討会の開催要領を以下のとおり定める。

第2 検討事項

検討チームは、共同記者発表 B4及び別添に示された事項を実施するため、次の事項を行う。

ア)枝肉が20ヶ月齢以下の牛由来であるかどうかを評価するために枝肉の生理学的月齢を検証することを目的として、日本側代表として、日米専門家により継続される枝肉の格付け及び品質属性に関する協議に参加すること。(共同記者発表 B4)

イ)米国農務省が行う生理学的成熟度に関する特別研究の設計及びデータ分析について、米国農務省から協議を受けること。(共同記者発表別添)

ウ)ア)及びイ)を行うに当たって、検討会を開催すること。

第3 組織

- 1 検討チームは、委員6人以内で組織する。
- 2 委員の任期は、第2ア)の協議が終了するまでの間とする。
- 3 検討チームに、座長及び座長代理を置く。

- 4 座長は、委員の互選により選任し、座長代理は、委員のうちから座長が指名する。
- 5 座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故等があるときはその職務を代理する。

第4 運営

- 1 検討会は、座長が運営し、全体を総括する。
- 2 検討会は、公開とする。
- 3 検討会の開催に当たって、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 座長は、本要領に規定していない事項については、委員の了承を得た上でその取扱いを決定するものとする。

第5 その他

検討チーム及び検討会の庶務は、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省消費・安全局衛生管理課が行う。